

令和5年 第3回臨時会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 5年 5月17日 開会

令和 5年 5月17日 閉会

大 樹 町 議 会

令和5年第3回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

令和5年5月17日（水曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 同意第 1 号 副町長の選任について
- 第 6 同意第 2 号 監査委員の選任について
- 第 7 同意第 3 号 監査委員の選任について
- 第 8 議案第29号 大樹町税条例の一部改正について
- 第 9 議案第30号 大樹町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第10 議案第31号 令和5年度大樹町一般会計補正予算（第1号）について
- 第11 選挙第32号 工事請負契約の締結について
- 第12 議員派遣について

○出席議員（12名）

1 番 播 間 章 浩	2 番 寺 嶋 誠 一	3 番 辻 本 正 雄
4 番 吉 岡 信 弘	5 番 西 山 弘 志	6 番 船 戸 健 二
7 番 杉 森 俊 行	8 番 西 田 輝 樹	9 番 安 田 清 之
10 番 志 民 和 義	11 番 菅 敏 範	12 番 齊 藤 徹

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	吉 田 隆 広
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 厳 則
企画商工課参事	菅 浩 也
住 民 課 長	水 津 孝 一
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	清 原 勝 利
保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ

保健福祉課参事	明日見 由 香
農林水産課長兼町営牧場長	松 木 義 行
建設水道課長兼下水終末処理場長	奥 純 一
会計管理者兼出納課長	楠 本 正 樹
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	牧 田 護

＜教育委員会＞

教 育 長	沼 田 拓 己
学校教育課長	井 上 博 樹
学校給食センター所長	梅 津 雄 二
社会教育課長兼図書館長	松 久 琢 磨

＜農業委員会＞

農業委員会会長	穀 内 和 夫
農業委員会事務局長	瀬 尾 裕 信

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	佐 藤 弘 康
係 長	小 松 真奈美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回大樹町議会臨時会を開催いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

1番 播間章浩 議員

2番 寺嶋誠一 議員

3番 辻本正雄 議員

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長、安田清之議員。

○安田議会運営委員長

本日、午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議しましたので、ご報告いたします。

本臨時会への提出事件は、人事案件3件、条例の一部改正が2件、補正予算が1件、契約の締結が1件、議員派遣が1件であります。

これらの状況を考慮し、検討した結果、会期については、本日1日間とし、日程はお手元に配付のとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げ、委員会報告を終わります。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議 長

日程第3 会期決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4 行政報告を行います。

黒川町長。

○黒川町長

それでは、令和5年3月7日開催の第1回町議会定例会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

1番目の大樹町新型コロナウイルス対策本部の廃止につきまして、今月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことから、同日をもって町の対策本部を廃止としております。

2番目の計画の策定につきまして、令和5年度から10年間を計画期間とする大樹町空家等対策計画を3月30日に策定しております。今後この計画に基づき、効果的な施策を実施してまいります。

3番目の航空宇宙関連につきましては、4月21日から5月14日に、電気通信大学が飛行ロボットの自律飛行制御実験を実施しております。

4番目の委員の委嘱につきまして、保護司、行政相談委員をそれぞれ記載のとおり委嘱させていただいております。

5番目の農作物の生育状況につきましては、今年度も5月15日を基準日に1回目の調査を行っております。別紙を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

6番目の入札執行関係につきましては、指名競争入札等により工事請負契約7件、業務委託契約20件、物品購入契約10件、それぞれ記載のとおりの内容で契約を締結しております。

また、北海道スペースポート整備事業に係る工事及び工事に関連する業務委託につきまして、記載のとおり工期等の変更の契約を締結しております。

7番目の地域おこし協力隊等の任用等につきまして、地域おこし協力隊員など7名の方をそれぞれ再任用等しております。

8番目の人事関係、9番目のその他、来町者、会議出席等につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1、優秀選手派遣についてであります。

第5回北海道中学生1年生団体王座ソフトテニス大会が3月18日から妹背牛町で開催され、大樹中学校の現2年生、西岡彩琶さんと蛭名めいさんを派遣しております。結果につきましては、健闘いたしましたが予選リーグで敗退しております。

2、英語指導助手の契約更新についてであります。ノーラン・ボロゾーニ・ロバート氏との契約を更新いたしました。契約期間については、令和5年4月11日から令和5年7月31日まででございます。

なお、8月1日から令和6年7月31日までの契約更新につきましても、本人の意思確認を終えており、今後、更新に向けた手続を進めてまいります。

3、地域おこし協力隊の委嘱についてであります。3月31日付で任期満了により野村智貴さんが退職し、新たに4月1日付で堀川翼さんを委嘱申し上げました。

4、教育委員会の人事関係についてであります。4月1日付で2名の分掌替者の人事異動の発令、また同日付で1名の出向の発令を行っております。

5、その他、会議出席等関係につきましては、主なものを掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。質疑はありませんか。

菅敏範議員。

○菅敏範議員

8ページの(2)会議出席等で、3月20日、大樹高等学校活性化推進協議会が開催されていますけれども、この中で議論された主な内容について、説明のいただける範囲でお願いをしたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

3月20日に開催されました大樹高等学校活性化推進協議会の内容でございますけれど

も、この中では、令和6年度からスタートいたします普通科新学科に向けての名称を活性化協議会の中で検討したというところと、また、北海道教育委員会が設置いたしました大樹高校新学科構想プロジェクトチームの設置についての報告をしたというところ、また、大樹町議会が設置いたしました大樹高等学校あり方調査特別委員会の町長に対する要望書の内容について説明をしたという、3点でございます。

以上です。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

吉岡信弘議員。

○吉岡信弘議員

教育委員会の3ページ、4月26日に公立高等学校配置計画地域別検討協議会（WEB会議）とありますけれども、この内容と、あと、大樹町の関連で何かあれば、お知らせください。

○議長

沼田教育長。

○沼田教育長

ただいまのご質問でございますが、4月26日に行われました配置計画協議会でございますが、本町からは、私のほか三浦商工会長、さらに小中学校のPTA関係者が参加し、管内全体では約120名の方がオンラインにて参加をしております。

検討会議の中で、道教委のほうからは、十勝管内においては、2026年度には0から1学級程度の学級減、さらには、2027年から30年度にかけては、4ないし5学級ぐらいの学級減の調整が必要だろうという見通しが示されたところでありました。そういった説明を踏まえて、参加者のほうからは、今後、1年生の在籍者が2年連続で20人未満となった場合は、再編整備を進めるということに対して地元進学者を大切にする姿勢をもっと示してほしいという意見が出されたところでございました。

また、大樹町に関しては、大樹高校が令和6年度に普通科新学科が設置されるということの見通しが明らかにされ説明をされたところでございました。そこで、私のほうからは、2点意見を申し述べているところであります。

1点目は、通学圏域を踏まえて学校の再編をするという道教委からの説明に対して、ただいまの経済状況等を踏まえたときに、あまりに広い通学圏域を想定した再編が行われたときには、経済的状況により高校進学を断念しなければならないお子さんが出てくる、学びの保障を害することになるということで、慎重な対応と地元保護者の声をしっかりと聞いて、丁寧な再編計画を立ててほしいということを申し述べました。

もう1点は、大樹高校についてでございますが、令和6年度の募集に向けて、今後、道教委も具体的な計画等を示していくということでございましたので、現在、計画を立てている大樹高校はもとより、支援を全面的にやっていきたいと考えている大樹町についても、後手

に回らないようにタイムリーな情報提供を示してくれるように、強く要望するという意見を申し述べたところでございました。

以上でございます。

○議長 長

吉岡信弘議員。

○吉岡信弘議員

大樹高校の進学、中学校、小学校、これから生徒が多かったり少なかったりするわけですが、多いときに、もし大樹高校に地元の生徒が進めないということにならないように、道教委の判断がどうなるか分かりませんが、2学級の維持に向けて、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹議員。

○西田輝樹議員

5ページの7の地域おこし協力隊員等の任用なのですが、それぞれ地域おこし協力隊ですとか、プロジェクトマネージャーですとか、地域活性化起業人とかということで、移住コーディネーター含めて7人の方ですが、これの町の負担というか町の財源の負担は、交付税措置されていると、地域おこし協力隊の場合はそのようにお聞きしているのですが、同じような財源の負担なのでしょうか。

○議長 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

地域おこし協力隊等の町の負担という部分でございますけれども、ここで報告させていただいている地域おこし協力隊、そして地域プロジェクトマネージャー、地域活性化起業人、移住コーディネーター、全て国の地方交付税、特別交付税措置される範囲内での費用で賄っておりますので、町の負担はないということになります。

以上です。

○議長 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長

質疑なしと認め、以上で行政報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時15分

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第5 同意第1号

○議長

日程第5 同意第1号副町長の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました同意第1号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、副町長の選任についてをお願いをするものでございます。現在空席となっている副町長につきまして、大樹町幸町24番地55にお住まいの松木義行氏を選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

松木氏は、現在58歳で、昭和62年から現在まで大樹町職員として勤務をされております。この間、現在の農林水産課長をはじめ、総務課長、企画課長、議会事務局長のほか、各分野を広く経験されるなど町職員としての長いキャリアの中で行政全般に精通しておりますこと、町民や職員からの信望も厚く、副町長として適任と判断したものでありますので、ご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

本案は、人事案件でありますので、議会運営基準第99条の規定により、討論を省略いたします。

これより、同意第1号副町長の選任についてを採決します。

この採決は、議会会議規則第81条の規定により、無記名投票によって行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長

ただいまの出席議員は11名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、播間章浩議員、2番、寺嶋誠一議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長

念のため申し上げます。

投票は、本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、投票をお願いいたします。

重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第83条の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長

配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長

投票箱の異常なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。

投票用紙に記載しましたら、議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、これに応じて順次投票願います。

記載のほうは、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○議長

それでは、点呼を命じます。

佐藤議会事務局長。

○佐藤議会事務局長

それでは、議席番号と氏名を申し上げます。

1番、播間章浩議員。2番、寺嶋誠一議員。3番、辻本正雄議員。4番、吉岡信弘議員。5番、西山弘志議員。6番、船戸健二議員。7番、杉森俊行議員。8番、西田輝樹議員。9番、安田清之議員。10番、志民和義議員。11番、菅敏範議員。

以上です。

(投票)

○議長

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長

投票漏れなしと認めます。

これをもって、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

1 番、播間章浩議員、2 番、寺嶋誠一議員は、立会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長 長

投票の結果を報告します。

投票総数 11 票。

そのうち、賛成 10 票、反対 1 票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解除いたします。

(議場閉鎖)

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 27 分

再開 午前 10 時 27 分

○議長 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 6 同意第 2 号

○議長 長

日程第 6 同意第 2 号監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました同意第 2 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、監査委員の選任についてのお願いをするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

同意第 2 号監査委員の選任について。

大樹町監査委員のうち識見を有する者として選任された澤尾廣美氏は、令和 5 年 5 月 3

1日をもって任期満了となるので、この後任として下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

大樹町松山町8番地の11、北林博美氏、昭和28年12月24日生。

北林氏は、現在69歳で、長きにわたり大樹町役場に勤められ、その間、保健福祉課長や総務課長など要職を歴任し、役場を定年退職後は大樹町社会福祉協議会事務局長として令和4年3月まで務められました。

人格も高潔で、地方公共団体の財務管理や事業の経営管理、行政運営にも優れた識見をお持ちであり、監査委員として適任と考えておりますので、ご審議のうえ、ご同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

本案は、人事案件でありますので、議会運営基準第99条の規定により、討論を省略します。

これより、同意第2号監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、議会会議規則第81条の規定により、無記名投票によって行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議 長

ただいまの出席議員は11名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、3番、辻本正雄議員、4番、吉岡信弘議員を指名いたします。

これより投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議 長

念のため申し上げます。

投票は、本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、投票をお願いいたします。

重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第83条の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議 長

投票箱、異常なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。

投票用紙に記載いたしましたら、議会事務局長に議席番号と氏名を読み上げさせていただきます、これに応じて順次投票願います。

記載のほうは、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○議 長

それでは、点呼を命じます。

佐藤議会事務局長。

○佐藤議会事務局長

それでは、議席番号と氏名を申し上げます。

1 番、播間章浩議員。2 番、寺嶋誠一議員。3 番、辻本正雄議員。4 番、吉岡信弘議員。5 番、西山弘志議員。6 番、船戸健二議員。7 番、杉森俊行議員。8 番、西田輝樹議員。9 番、安田清之議員。10 番、志民和義議員。11 番、菅敏範議員。

以上です。

(投票)

○議 長

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

投票漏れなしと認めます。

これをもって、投票を終了します。

これより開票を行います。

3 番、辻本正雄議員、4 番、吉岡信弘議員は、立会いをお願いいたします。

(開票)

○議 長

投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

そのうち、賛成10票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解除いたします。

(議場開鎖)

◎日程第 7 同意第 3 号

○議 長

日程第 7 同意第 3 号監査委員の選任についてを議題といたします。

辻本正雄議員は、地方自治法第 117 条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 40 分

再開 午前 10 時 40 分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました同意第 3 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、監査委員の選任についてのお願いをするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

同意第 3 号監査委員の選任について、大樹町監査委員のうち議員のうちから選任された村瀬博志氏は、令和 5 年 4 月 30 日をもって任期満了となったので、この後任として下記の者を選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。記。

大樹町議会議員、辻本正雄氏、昭和 33 年 5 月 23 日生。

後任としてご提案申し上げる辻本氏につきましては、現在 64 歳で、今回の町議会議員選挙におきまして、2 回目の当選をされております。

人格も高潔で、国内でも有数の農業法人を営み、会計事務にも精通されておられるなど、監査委員として適任と考えるものでありますので、ご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議長 長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

本案は、人事案件でありますので、議会運営基準第99条の規定により、討論を省略いたします。

これより、同意第3号監査委員の選任についてを採決いたします。

この採決は、議会会議規則第81条の規定により、無記名投票によって行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長 長

ただいまの出席議員は10名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、5番、西山弘志議員、6番、船戸健二議員を指名します。

これより投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長 長

念のため申し上げます。

投票は、本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、投票をお願いいたします。

重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第83条の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありますか。

(なしの声あり)

○議長 長

配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長 長

投票箱異常なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。

投票用紙に可否を記載しましたら、議会事務局長に議席番号と氏名を読み上げさせますので、これに応じて順次投票願います。

記載のほうは、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○議長

それでは、点呼を命じます。

佐藤議会事務局長。

○佐藤議会事務局長

それでは、議席番号と氏名を申し上げます。

1 番、播間章浩議員。2 番、寺嶋誠一議員。4 番、吉岡信弘議員。5 番、西山弘志議員。
6 番、船戸健二議員。7 番、杉森俊行議員。8 番、西田輝樹議員。9 番、安田清之議員。1
0 番、志民和義議員。11 番、菅敏範議員。

以上です。

(投票)

○議長

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長

投票漏れなしと認めます。

これをもって、投票を終了します。

これより開票を行います。

5 番、西山弘志議員、6 番、船戸健二議員の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長

投票の結果を報告いたします。

投票総数10票。

そのうち、賛成7票、反対3票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解除いたします。

(議場開鎖)

○議長

暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時52分

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩します。

休憩 午前 10 時 53 分

再開 午前 11 時 05 分

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 8 議案第 29 号

○議 長

日程第 8 議案第 29 号大樹町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第 29 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町税条例の一部改正をお願いするもので、地方税法等の一部を改正する法律等が本年 3 月に公布されたことに伴い、大樹町税条例の一部について所要の改正を行うため、今回ご提案申し上げるものでございます。

内容につきましては、住民課長より説明させていただきますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

議案第 29 号大樹町税条例の一部改正について説明させていただきます。

改正の内容の説明に先立ちまして、概要から説明させていただきます。

今回の改正条例は、大樹町税条例の一部改正するものでございます。改正の主なものといたしまして、町民税の関係では、個人町民税の納税通知書、給与所得や年金所得の特別徴収など森林環境税の創設に伴い、関係する条項を追加、それから、配当額又は株式等譲渡所得額の控除に森林環境税が追加、個人の町民税に係る給与所得の扶養親族等の申告方法見直しについて、条項の整理を行っております。軽自動車税の関係では、道路交通法の改正に合わせて特定小型原動機付自転車、通称電動キックボードの種別割の適用について追加、軽自動車の環境性能割及び種別割の特例等について、追加削除の条項の整理を行っております。固定資産税の関係では、優良住宅の長期譲渡所得に係る町民税課税の特例期限の延長について、条項の整理を行っております。

それでは、条文に沿いまして説明させていただきます。

表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

なお、法令の改正により条例で引用している条項にずれが生じたものの改正、字句の表現

方法や様式の変更が改められたものについては、改正など規定している内容に変更点のないものについては、説明を省略させていただきます。

では、1 ページ目、3 4 条の 9、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除についての規定でございます。第 2 項の中段に、森林環境税が創設されたことにより、文言を追加したものでございます。

1 ページから 2 ページにかけまして、3 6 条の 3 の 2 は、個人の町民税に係る給与所得の扶養親族等申告書についての規定でございます。2 ページ目、2 項では、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等の申告が前年度申告内容に異動がない場合、申告書の簡素化を図るもので、2 項が追加になったものでございます。

3 ページ、第 3 8 条は、個人の町民税の徴収の方法等についての規定でございます。3 項に、復興特別所得税に代わり森林環境税が創設されたことで追加となったものでございます。

4 ページ、第 4 1 条、個人の町民税の納税通知と、中段、4 4 条、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収と、8 ページ中段、4 7 条の 2、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収についても、森林環境税の創設に係る追加改正でございます。

7 ページから 8 ページにかけまして、中段、4 7 条は、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額へ繰入れと、1 0 ページ、4 7 条の 6 第 2 項では、年金所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額の繰入れについての規定でございます。第 4 7 条では給与所得に係る特別徴収、第 4 7 条の 6 の 2 項では年金の所得に係る特別徴収、それぞれ特別徴収から普通徴収に変更した場合で、税金に過誤納があった場合、未納の普通徴収分へ充当するときに森林環境税にも充当することができることを追加したものでございます。

1 2 ページから 1 3 ページにかけまして、第 8 2 条では、種別割の税率についての規定でございます。1 3 ページ、第 1 項第 1 号エでは、道路交通法に合わせて特定小型電動機付自転車、通称電動キックボードが法の適用を受けることとなりますが、電動キックボードの規格がエのミニカーに含まれるため、除く文言を追加したものでございます。

次に、1 5 ページ、制定附則第 8 条につきまして、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例についての規定でございます。第 1 項では、町民税の所得割額の免除、特例期限を 3 年延長し、令和 9 年までとするものでございます。

1 8 ページ、1 5 条の 2 につきまして、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例と、2 2 ページから 2 3 ページにかけまして、1 6 条の 2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例についての規定でございます。1 5 条の 2 第 4 項では環境性能割について、1 6 条の 2 第 3 項では軽自動車税の種別割について、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税の不足額を徴収する際に加算する額を「1 0 0 分の 1 0」から「1 0 0 分の 3 5」に変更するものでございます。

1 9 ページから 2 2 ページにかけまして、第 1 6 条、軽自動車税の種別割の税率の特例についての規定でございます。電気自動車など環境に配慮した自動車を取得した場合におけ

る軽自動車税の種別割のグリーン化特例の軽減措置について、適用期限を３年延長するものと、また窒素排出やエネルギー消費効果率の年度規定が変更されたため、改正前の「３項から８項」を法律改正に合わせて「３項から４項」に改めるものでございます。

次に、２３ページから２４ページにかけまして、第１７条の２、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についての規定でございます。法律の改正に合わせて適用期限を３年延長し、令和８年度までと改めるものでございます。

次に、２４ページから２５ページにかけまして、本条例の改正附則になります。

第１条では、施行期日について規定しており、令和５年４月１日から施行しますが、第１項の施行日を令和５年７月１日、第２項の施行日を令和６年１月１日、第３項の施行日を令和７年１月１日と定めてございます。

第２条では、町民税に関する経過措置について、第３条では、固定資産税に関する経過措置について、第４条については、軽自動車税に関する経過措置についてを定めてございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

菅敏範議員。

○菅敏範議員

説明の中で、電動キックボードの話がございましたが、これは購入した場合に購入者が届出か何かの義務があるということなのか、販売するほうに届出の義務があるのか、まずそこを一つお聞きしたいのと、この条例改正によって、例えば森林環境税が導入されることによって、町民にどんな影響を及ぼすのか、お聞きしたいと思います。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

電動キックボードの件でございますが、税金については、購入者について届出をしていただくものでございます。

それと、森林環境税の住民に対しての影響という部分でございますが、森林環境税について趣旨を申し上げますと、国土の保全や水源のかん養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことが我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界などが分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっております。

このような現状の下、平成３０年５月に成立しました森林経営管理法を踏まえて我が国の温室効果ガスの排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方

財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

これらを踏まえまして、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づきまして、市町村においては、間伐等の森林の整備に関する施策と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などに充当することができるものとなっております。

以上でございます。

○議 長

菅敏範議員。

○菅敏範議員

目的、用途の話はあるのですが、例えば町民の大多数が森林環境税を納付すると。例えばこれに減免措置がありますけれども、町民にどの程度の影響があるのかということはきちんと周知する必要があると思うのです。そこを聞きたいのですよ。

例えば、集まったものをこのように使うということは理解できるのですが、1人1人が収める税金でありますので、そこをきちんと分かるようにしていく必要があるのではないかと思いますので、もう一度お願いします。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

住民の負担につきましては、今まで復興税として年間1,000円だったものが、今度、森林環境税として国税として1人1,000円という形で町民負担となるものでございます。

○議 長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

安田清之議員。

○安田清之議員

森林環境税、これは原発の関係で10年間と時限立法で町民から1,000円を取ったということなのだけれども、その名前を変えて環境税にしたわけですよ、国は。半永久的に取れる方法を考えたということなのです。

現実的に森林の保全ということを行っているわけだけれども、森林を持っている方はもう二酸化炭素を削減しているわけですよ。それで税金も払っているわけですよ。なおかつ環境税でまた取られるというのは、これは二重課税にならないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議 長

安田清之議員。

○安田清之議員

なかなか難しくてね、保全といっても、できないと思うので、もう少し中身をしっかり町民に分かるように説明をしていただくようお願いして、やめますから、質問に対して答えなくても結構ですので、ここら辺の中身はきちんと我々にも分かるように、取る方にも分かるように、説明をいただくということで町長をお願いをしておきますので、お願いをいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

二重課税という部分が、今ピンと来なかったものですから、答えられませんでしたけれども、森林を保全していこうということで、森林環境譲与税というものが創設されておりまして、大樹町でも有効に活用させていただいているところでございますので、徴収の仕組みと使い方は、町としてはこういうことに使っていくのだというようなことを広報等を通じまして詳しく説明したいと思います。

○議 長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

志民和義議員。

○志民和義議員

森林環境税については、平成31年のときにもう既にスタートして、財源は制度ができて起債か何かで既に始まっているのですよね。これから少し財源が起債の部分の返しながらどんどん、それほど大きくないのかもしれないけれども、1,000円ということで、それが森林環境税に振り替わったのですけれども、私の考えでは、森林がたくさんある特に北海道、こういうところは森林ばかりでなくて農耕地だとしてもビートやほかの作物を作って二酸化炭素を吸収しながら酸素を出しているわけですから、どうも一律にということになると不公平感があるような気がしているのですけれども、その点の問題意識というのは、ないですか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

畑等々あるいは牧草畑も大変な面積がございまして、そこで二酸化炭素を吸収し酸素を排出しているという部分は、おっしゃるとおりと思いますが、森林環境譲与税は二酸化炭素だけに特定したものではありませんで、国土の保全、あるいは水源のかん養とか、いろいろな面がございまして、一律に植物だけで比較するものではないという部分もありまして、一面では、議員おっしゃられるとおり、地球に対して貢献している畑も多いかとは思いますが、意味合いが違うのかと私は認識しております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。

これより、議案第29号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第30号

○議 長

日程第9 議案第30号大樹町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第30号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町国民健康保険税条例の一部改正をお願いするもので、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等が本年2月に公布されたことに伴い、大樹町国民健康保険税条例の一部について所要の改正を行うため、今回ご提案申し上げるものであります。

内容につきましては、住民課長より説明させていただきますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

議案第30号大樹町国民健康保険税条例の一部改正について、説明させていただきます。

まず初めに、今回の改正内容の概要を説明させていただきます。

改正内容の主なものといたしまして2点ございます。1点目は、課税の限度額を引き上げるものでございます。国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の三つに分かれており、それぞれ限度額が設定されておりますが、今回はこのうちの後期高齢者支援金等課税額の限度額を2万円引き上げ22万円とするものでございます。2点目は、軽減判定所得の金額を見直すもので、7割軽減判定所得は変わりませんが5割軽減及び2割軽減の判定の所得金額が見直しになり、軽減対象者の枠が増える見通しとなっているものでございます。

それでは、条文に沿いまして説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

なお、法令の改正により条項のずれが生じたものの改正など、規定している内容に変更がないものにつきましては、説明を省略させていただきます。

1 ページ目、第2条では、課税額についての規定でございます。同条3項では、後期高齢者の支援金等課税額について定めており、ただし書で限度額を定めておりますが、改正前の金額「20万円」を改正後の「22万円」に改めるものでございます。

1 ページ目から2 ページ目にかけまして、第23条では、国民健康保険税の減額の規定で、第1条第1項では、後期高齢者支援金等課税額の限度額を改め、改正前の「20万円」を改正後の「22万円」に改めるものでございます。同条第1項第2号では、保険税5割軽減判定の所得の計算金額の見直しで、改正前金額「28万5,000円」を改正後は「29万円」に改めるものです。同条第1項第3号では、保険税の2割軽減判定の所得の計算金額の見直しで、改正前金額「52万円」を改正後は「53万5,000円」に改めるものでございます。

3 ページ目から4 ページ目にかけまして、24条の2では、特例対象被保険者等に係る申告の規定で、特例対象被保険者等の証明書類を事業所証明書から公共職業安定所へ発行する雇用保険受給者資格通知に改めることから、所要の規定を整理するものでございます。

4 ページ、政令附則で、第2項から、10 ページ、第13項にかけまして、規定の整備で、改正前の「23条第1項」から改正後は「23条」に改めるものでございます。

附則になりますが、第1項、施行期日は、令和5年4月1日から施行するものとしております。

第2項、適用区分では、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

志民和義議員。

○志民和義議員

後期高齢者支援金ということで上げていくということですが、結論から言うと、本当は反対したい気持ちなのですけれども、これは国民健康保険税に限らず、ほかの健保組合なんかからも支援金の引上げに反対していると私も聞いています。後期高齢者の負担、これをもう少し国の負担を増やして、こちらのほうの支援金を増やさないように、持続可能といたら私はそれしかないと考えているのですよね。町長の考えを聞きたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

後期高齢者の負担につきましては、これから団塊の世代が75歳を超えるということもありまして、人口ピラミッドが棺桶型と言われているんですけれども、若者が減って、支える人口が減って給付を受ける側が増えるという構造がますます顕著になってくるということもございまして、窓口の負担割合も所得に応じて現役世代と変わらないようになってくるということもございまして、あらゆる方向から支えて、維持をしようということで、国も苦慮されていると思っていますところでございます。

国からの支出を増やすというのは、社会保障の中で大事ななことかと思いますけれども、その辺の財源の問題等々もございしますので、その辺はこれから推移を見ながら、必要とあれば、町村会を通じて要望するなどということがあれば、そのときには協力したいと考えているところでございます。

○議 長

志民和義議員。

○志民和義議員

その機会は、もう私は来ていると思いますので、是非頑張っていただきたいと思うのですね。

一つ考え方ですけれども、団塊の世代が増えて、高齢者が増えて、負担が増えるのだと、だからどこかで負担しなければならないのですけれども、実際に、ただ仕事をしないでいて団塊の世代がいるわけではなくて、労働している人が現実にはたくさんいるわけですよ。一方で税金を払っているわけですから、そこまで言ったら国政の問題になるかもしれないけれども、考え方だけ、みんながみんな受け取っているばかりではなくて、税金もきちんと払っていることから考えると、そちらのほうにもっともっと要望を伝えていってほしいと考えていますが、いかがでしょうか。

○議 長

意見でよろしいでしょうか。答弁求めますか。意見でよろしいですね。

黒川町長。

○黒川町長

当然、高齢者の方でも働いている、あるいは納税をされているという方は大勢おられる

と思います。納税している部分と給付を受ける部分というのは、直接自分が納税したから自分の給付に回るというものではなくて、国のサイドからいえば、収入は収入、負担は負担ということになるのかと思いますが、そういった中で、所得を得ている方については負担も大きくなることでバランスは取っていると思っております、その辺の仕組みは今後の課題なのかとも思いますけれども、その辺のバランスが著しく欠いている部分があれば、また要望等々ですることやぶさかではないかと思っておりますが、今時点では、やむを得ない制度なのかと認識しているところでございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。

これより、議案第30号の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第31号

○議 長

日程第10 議案第31号令和5年度大樹町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第31号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和5年度大樹町一般会計補正予算（第1号）をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ1,639万9,000円を追加するものです。

内容につきましては、総務課長から説明をさせていただきますので、ご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

議案第31号令和5年度大樹町一般会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,639万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億9,039万9,000円とするものでございます。

最初に、資料で説明させていただきますので、3ページをお開き願います。

項目まず総務費でございます。総務費全体で354万3,000円の増。財産管理費、町有地・建物維持管理経費、需用費で84万3,000円の増。財源は全て一般財源で、南十勝酪農ヘルパー組合に貸し付けしている建物が老朽化等により屋根からの雨漏りや外壁が破損するなど、修繕が必要なことから、需用費、修繕費の増額をお願いするものでございます。

その下、諸費、行政区会館等維持管理費、備品購入費で270万円の増。財源は特定財源、その他、雑入、コミュニティ事業助成金250万円と一般財源20万円で、行政区会館で使用するテーブル60台、椅子60脚について自治総合センターによるコミュニティ助成事業を活用し購入するもので、その費用について計上をお願いするものでございます。

次に、民生費、児童措置費、低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業、需用費から負担金、補助及び交付金まで232万円の増。財源は全て特定財源、国道支出金、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業費交付金及びその事務費交付金232万円、国の事業で食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給するもので、その給付に係る費用について計上するものです。

次に、衛生費、衛生費全体で967万3,000円の増。母子保健費、母子保健事業、償還金、利子及び割引料で35万3,000円の増。財源は全て一般財源で、令和3年度産後ケア事業において、国等からの補助金の交付が給付実績と比較して超過していることから、精算により返還金の費用を計上するものでございます。

次に、予防費、新型コロナウイルス対策事業、報酬から償還金、利子及び割引料で932万円の増。財源は特定財源、国道支出金586万7,000円と一般財源345万3,000円で、国により新型コロナウイルスワクチン追加接種、令和5年春接種1,500円分の接種費用等を計上するものです。また、償還金、利子及び割引料は、令和3年度分の当該事業において、国からの補助金の交付額が接種等の実績と比較して超過していたことから、精算により返還金の費用を計上するものでございます。

4ページに移りまして、教育費、教育費全体で86万3,000円の増。保健体育総務費、社会体育推進事業、旅費と負担金、補助及び交付金で72万4,000円の増。財源は全て一般財源で、職員の人事異動に伴い、B&G海洋センターインストラクター養成研

修等に参加させる費用について計上をお願いするものです。

次に、体育施設費、生花湖艇庫維持管理費、備品購入費で13万9,000円の増。同じく、職員の人事異動に伴い、指導者用ウエットスーツ等の購入について予算計上するものです。

以上、合計で補正額1,639万9,000の増。財源内訳は、特定財源では国道支出金が818万7,000の増、その他250万円の増、一般財源は571万2,000円の増となるものです。

次に、第1表歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額71億7,400万円、補正額、2款総務費から10款教育費まで1,639万9,000円の増。補正後の歳出合計71億9,039万9,000円。

続いて、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額71億7,400万円、補正額、15款国庫支出金から21款諸収入まで1,639万9,000円の増。補正後の歳入合計71億9,039万9,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

菅敏範議員。

○菅敏範議員

ページ11の10目諸費の17節備品購入費の関係ですが、机、椅子を購入することなのですが、これは町が管理するということで、どこの場所で管理するのかお聞きしたいと思います。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

行政区会館用の備品で、テーブルと椅子の管理の場所ですけれども、今保管場所として考えているのが、勤労者センターとB&G海洋センターと北大樹会館を考えてございます。

以上でございます。

○議 長

いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

安田清之議員。

○安田清之議員

総務費の中で、ヘルパー組合に貸している壁やら屋根が傷んだと。家賃は入っていたのか。幾らぐらいか。

○議長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

月額7万円、年間84万円という形でいただいております。

○議長

よろしいですか。

安田清之議員。

○安田清之議員

ずっと見直しされていませんよね、家賃。ずっと同じだと思うのですよ。修繕費とかいろいろ上がってきて、建物も古くなってくると修繕費がどんどん上がってくる。その辺、今後ヘルパー組合としっかり協議をしないと、今度、壁やらいろいろ問題が出てくるので、協議をしっかりしながら町の負担にならないように。

今、1軒住宅を借りると、アパートでさえ、約7万円、6万8,000円というお金を皆さんいただいているようですから、あれだけの建物を建てて、そしてヘルパー組合に補助金も、うちは出しているのですよ。ですから、そこら辺も考慮しながら、しっかりと管理をするうえで、今後どうするかということを検討していただきたいと思いますので、そこだけ答えて。

○議長

黒川町長。

○黒川町長

今後どうするかという部分では、建物が古くなれば家賃も安くなるという部分がありますし、今の世間の相場からいくと安いのではないかという部分もあるかと思います。その辺は協議する必要もあろうかと思います。

また、老朽化が大分進んでいまして、いずれ建替えとか廃棄ということもありますので、譲渡も含めて、その辺もヘルパー組合とは協議したいと思っております。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範議員。

○菅敏範議員

11ページの2項の児童福祉費の児童措置費の負担金で、子育て世帯生活支援特別給付金225万円ですが、5万円で割り返すと45名になるのですが、この数字については見込みではなくて、100%確定した人数だという解釈でよろしいですか。

○議長

水津住民課長。

○水津住民課長

子育て世帯生活支援特別給付金の人数の内訳でございますが、議員おっしゃるとおり、45名の分を見込んでございまして、この給付金につきましては、令和4年度に給付しました人、プラス、今後、家計急変が見込まれるであろう方を見込みまして45人と設定させていただいております。

○議 長

菅敏範議員。

○菅敏範議員

ということは、現状ではいろいろ急変等があるから、まだ推定というか、確定した数字ではないという解釈でよろしいですか。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

議員のおっしゃるとおりでございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

西田輝樹議員。

○西田輝樹議員

先ほどの低所得者の手元にお金が行くのは、どれぐらいの日数を予定されているのでしょうか。

○議 長

水津住民課長。

○水津住民課長

今回この補正をお認めいただけましたら、事前通知といたしまして5月19日に通知し、振込みのほうは5月30日に振り込む予定となっております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。

これより、議案第31号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 3 2 号

○議 長

日程第 1 1 議案第 3 2 号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第 3 2 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結について議決をお願いするものであります。

工事名は、北海道スペースポート整備事業に係る工事のうち、L C - 1 射場・滑走路延伸土木工事。

工事の施工場所は、大樹町字美成 1 6 9 番地ほか。

契約の方法は、随意契約。

契約金額は 7 億 3, 9 2 0 万円。

契約の相手方は、日本工営・黒川・清水・宮坂特定建設工事共同企業体、代表者、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 2 番地、日本工営株式会社札幌支店、支店長、橋場克泰。

工事内容は、滑走路延伸工事一式、L C - 1 射場土木・設備工事一式、プラント設備調達。

工期は、契約の締結の翌日から令和 6 年 3 月 2 9 日までであります。

なお、議案の下段に、条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照のうえ、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

安田清之議員。

○安田清之議員

契約が決まったということでもうすぐしたいということですが、入札の参加企業というのは何社ぐらいあったかだけお知らせください。

○議 長

菅企画商工課参事。

○菅企画商工課参事

議案のほうで説明させていただきましたが、契約の方法としては随意契約になっておりまして、令和4年度にこの工事をスタートしており、その際のプロポーザル、一般競争入札の公表ということでやっておりますけれども、そのときには1社しか入っておりませんので、その時点のプロポーザルの内容として3か年の事業の提案を受けているということになりますので、引き続きこの2年目についても同じ企業の随意契約ということで進めております。

○議 長

安田清之議員。

○安田清之議員

こういう大きな工事が多々出てくるのだろーと思います。1社のみという入札が本当に適正なのかどうか。ここら辺は、やはり町としてもしっかりお考えをいただくと。採算合わなければ企業体も出てこないわけですが、合えば出てくるわけですから、十分今後ロケット、うちの今喫緊の課題でもある部分が1社のみということは、分かって聞いていたのですが、今後まだ大きな工事が発注される可能性があるのだろーと思いますので、1社のみなのというのはどうなのかと。十分検討してやっぱり2社、3社に来ていただくような考え方に基づいて今後工事契約についてもお考えをいただくようお願いしておきますので、答弁はよろしいので、今後についてよくご検討をいただきたいということでお願いをしておきます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。

これより、議案第32号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議員の派遣について

○議長 長

日程第１２ 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり、派遣することに決しました。

お諮りします。

ただいま。議決されました議員の派遣について、変更を要するときは、議長一任にしていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

ご異議なしと認めます。

よって、変更を要するときは、議長一任とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議長 長

以上で、本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

よって、令和５年第３回大樹町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前１１時５５分